介護保険 要介護認定審査にかかる訪問調査連絡票

要介護（要支援）認定申請後、役場から認定調査員を派遣し、対象者の状態等について聞き取り調査をさせていただきます。認定審査に必要となる認定調査を迅速かつ正確に実施するため、下記の項目についてお聞かせください。

① 認定調査場所について

認定調査の実施場所はどこになりますか？（ひとつに〇をつけてください）

1.自宅　　2.病院（現在入院中）　　3.介護保険施設（現在入所中）

4.その他　（　　）

② 訪問調査日について

訪問調査の日程についてご都合の良い曜日及び時間帯に〇を記入してください。
事前に電話で日程調整を行う際の参考にします。訪問調査は約1時間の予定です。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午　前					
午　後					

☆日程調整につきましては、可能な限りご希望に沿うよう努めますが、他の調査や業務の都合によりご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

③ ご家族の立会いについて

より正確な調査を実施するため、訪問調査時のご家族様の立会いをおすすめしています。
※適正な調査を実施するため、介護保険サービス提供事業者等の立会いはご遠慮ください。

☐ 立会いを希望する。

（ 氏名：　　続柄：　　電話番号：　　）

（ 氏名：　　続柄：　　電話番号：　　）

☐ 立会いを希望しない。

④ 事前確認事項について

対象者の状態等について、事前に調査員へ伝えておきたいこと等がありましたらお教えください。
（耳が聞こえにくい、筆談が必要、病名 等）